

平成30年度事業計画

活動の基本方針

公益法人制度改革により、一般社団法人として新たにスタートしてから5年が経過し、新しいルールのもとでの組織運営・事業活動はほぼ定着したものと捉えることができる。

そのうえで平成30年度は、これまでの歴史と実績を踏まえ、あらためて「法人会の理念」である「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として積極的に各種事業活動に取り組んでいくことを基本方針とする。

また、そうした活動を一層充実したものとするためにも組織・財政基盤の確保、充実が必要となることから、引き続き基盤強化のための活動を展開していくとともに、会員相互の交流を一層深め協力体制の確立を図りつつ、以下に掲げる諸施策に取り組む方針である。

- 1 法人会の行う税知識の普及や納税意識の高揚に資する活動など各種事業への助成事業
新公益法人制度に基づき、全国の法人会とともに公益目的の諸事業に積極的に取り組むこととする。

全法連と連携し、これらの諸事業を助成するための諸施策を実施する。

2 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

(1) 税制改正への提言

地域経済と雇用を担う中小企業が活性化しなければ日本経済の真の再生はなく、そのための地方創生戦略と絡めた税制の整備は重要且つ喫緊の課題といえる。

また、財政再建と持続可能な社会保障制度を構築するため、社会保障と税の一体改革にも本腰を入れた取り組みが求められている。

これらを踏まえ、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言を行っていく。

(2) 税の啓発活動・租税教育活動

- ① 一般市民、次世代を担う児童生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育、租税教室の充実に努め、これに資するため租税教育用教材等を全法連と連携し作成配布する。

- ② 青年部会による租税教育活動、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進する。

- ③ 申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の「期限内納付」の推進に努めるとともに、併せて消費税の軽減税率制度が、2019年10月1日より実施される予定であることから、制度の円滑な導入に向けた周知に努める。

(3) 研修活動の充実

一般の企業及び市民、会員に対する税知識の一層の普及啓発に努めることとし、こ

れに資する有効な研修教材配布を行う。

また、インターネットセミナーを活用した豊富な一流の講師陣による映像と音声での社内研修や経営者の自己研鑽などの研修活動の充実に努める。

(4) 税に関する広報の充実

会員企業のみならず広く一般企業・市民に対し、税の啓発や「e-Tax」の普及に資するためのPR活動など、訴求効果に配慮しながら各種媒体を利用した税関連広報を実施する。

(5) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスク軽減のために重要であることから、国税当局等と協力し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。

3 地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

(1) 地域活性化事業

各地域における経済社会環境の改善、活性化に資する事業の実施又は支援等を行う。

(2) 社会貢献活動への取り組み

活動の軸足を税に置きつつ、さらに広く地域社会に貢献するための活動として、さまざまなテーマの講演会、研修会、さらには献血活動等、これまで以上に範囲を広げ積極的に社会貢献活動に取り組む。

(3) 情報誌の発行

全法連情報誌「ほうじん」、県連情報誌を発行し、会員企業の経営者、経理担当者、会員以外の一般市民等を対象に、税の分野をはじめとして、経済、経営、経理、健康等、幅広い分野に亘って最新の情報を全法連と連携して提供する。

4 法人会の活動を支援することを目的とする事業

(1) 組織の充実・強化

① 法人会組織を存続・発展させる観点から、県連・単体会の組織基盤維持・強化を図るため、会員数確保のための諸施策を実施する。

② 全法連と連携し、全国的な「会員増強月間」を設定し、役員の率先した参画や指導のもと新規加入促進を図るとともに退会防止策を講じる等、より効果的な対応策を展開する。

③ 会員企業の活性化、会員企業の企業価値の向上に資する事業の展開を目指す。

④ 県内の法人会事務局のガバナンス強化、職員の能力向上を目的として事務局職員研修会を継続開催し充実を図る。

(2) 広報活動の充実

全法連と連携し、法人会の知名度向上や活動内容の周知を図り、会員増強等に資する広報活動に取り組む。

そのための具体策として、ポスター・テレビCM・地方紙によるPRを行うほか、ホー

ムページの充実、マスコミ等に対するパブリシティ強化のための広報活動を展開する。

(3) 青年・女性部会の充実

① 青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」および「部会員増強運動」については、目標数値を設定のうえ、より積極的な展開を図る。

また、法人会アンケート調査システムの普及・活用に努める。

② 「女性部会のあり方（指針）」に沿って、「税の絵はがきコンクール」および「社会貢献活動」に積極的に取り組む。

5 法人会の福利厚生向上に資することを目的とする事業

会員企業の福利厚生に資するため、また法人会の財政基盤の安定化を図るため、福利厚生制度収入確保のための活動に注力する。

本年度においては、最終年度となる「ふやそう2万社GOGOキャンペーン」や各社独自の施策に対して協力し、福利厚生制度の拡大と手数料収入の増加を目指した推進を行うこととする。

6 その他、当会の目的を達成するため必要な事業

前記2（1）に資するため「全国大会」「税制セミナー」への参加、及び2（2）に資するため「青年の集い」「女性フォーラム」「局連青年部会合同セミナー」「局連女性部会合同セミナー」等に参加するほか、県連独自の「青年部会合同セミナー」「女性部会合同セミナー」等を継続開催する。